

川越市地域包括支援センターにし
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
重要事項説明書

介護予防支援等重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 指定介護予防支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所	川越市地域包括支援センターにし
所在地	埼玉県川越市大字吉田204番地2
指定番号	1100400066
サービスを提供する地域	川越市内の下記の地域 <霞ヶ関北支会> 霞ヶ関北、霞ヶ関東急ニュータウン、霞ヶ関東、霞ヶ関西、みなみ、的場初雁、伊勢原町1～5丁目、グリーンcommons川越、県営川越いせはら団地、リバーサイド壺番街 <名細支会> 鯨井、上戸、吉田、みよしの、天沼新田、小堤、小堤区、天金山、下広谷北、下広谷南、下小坂、平塚、平塚新田、鯨井新田、みどり会、広谷新町、住友あおい、川越ビレジ、ハイラーク、つくし、ファミリータウン春日、県営川越小堤団地、市営小堤団地、小堤東団地、天沼新田グランシア

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者(再掲)	社会福祉士	1名		1名
職員	保健師・看護師	1名以上		1名以上
	社会福祉士	1名以上		1名以上
	主任介護支援専門員	1名以上		1名以上
	介護予防ケアプラン作成専任職員	1名以上		1名以上
	事務員	1名以上		1名以上

(3) 営業時間

平日	8:30～17:15
土曜日	8:30～17:15

☆営業をしない日 日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人 健友会
代表者職氏名	理事長 古賀伸行
法人所在地	埼玉県川越市大字吉田204番地2
連絡先	☎ 049-234-1200
事業所所在地	埼玉県川越市大字吉田204番地2
連絡先	☎ 049-239-0003

2. サービス計画の作成等の委託について

当事業所は、サービス計画作成事務、利用者宅へ訪問して行う経過観察及びこれらに付随する事務を居宅介護支援事業者に委託することがあります。この場合、委託先の事業者及び担当者の氏名を通知します。

3. 介護予防支援に係る事業所の義務について

(1) 入院時における医療機関との連携促進

利用者が入院に際して、利用者等に、入院時に入院先医療機関に対して担当職員等の氏名等を提供するよう依頼します。

(2) 平時からの医療機関との連携促進

① 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治の医師等に対して介護予防支援計画を交付します。

② 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に担当者自身が把握した利用者の状況等について、担当者から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝達します。

(3) 契約時の説明等

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者は介護予防支援計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を介護予防支援計画等に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。

4. 利用料金

(1) ケアプラン作成費用

当該費用は介護保険より10割給付されますので原則無料です。但し、給付制限がかかる等、保険給付が直接事業所に支払われない場合には利用料を

いただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市の窓口に提出しますと、利用料の払戻を受けられる場合があります。支払方法は、料金が発生する場合、月ごとに清算し、お支払いをいただきます。

(2) 交通費

交通費は、「サービスを提供する地域」内は原則無料です。「サービスを提供する地域」外は実費をいただきます。なお自動車を使用した場合は、「サービスを提供する地域」を越えた地点から1キロあたり25円とします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの開始

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合、文書で通知すればいつでも解約できます。
- ② 当事業所のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了する場合があります。この場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。
 - ア. 利用者が要介護と認定された場合、又は非該当と認定されかつサービスの利用を希望しない場合
 - イ. 利用者が地域密着型サービス及び介護保険施設に入所したとき。
 - ウ. 利用者が当該圏域より転出した場合
 - エ. 利用者がお亡くなりになった場合
- ④ 利用者やその家族などが当事業所や当事業所の介護予防支援担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。
- ⑤ 事業所は、利用者及びその家族に次のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされた場合は、この契約を解除するとともに、直ちに当該市区町村に状況報告をいたします。
 - ア. 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ・物を投げつける
 - ・叩く、蹴る、唾を吐く など
 - ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける など
 - イ. 精神的暴力又は無理な要求（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけられたり貶めたりする行為）

- ・大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける など
 - ・対象範囲外のサービスの強要
 - ・家族が利用者の発言に関して事実確認を行わずに理不尽な要求をする
 - ・特定の職員に嫌がらせをする
- ウ．セクシャルハラスメント（性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的嫌がらせ）
- ・必要もなく職員の身体を触る、手を握る など
 - ・性的な話や卑猥な言動をする など
- エ．その他
- ・職員の自宅の住所や電話番号を聞く
 - ・ストーカー行為（職員の了解なしの撮影、録音等） など

6．当事業所の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの特徴等

（１）運営方針

- ① 「できるだけ介護状態にならない」「悪化させない」を目標に、いつまでも「自分らしい生活」を送れるように適切な介護予防サービス計画を作成します。
- ② サービス提供事業所等の選択は利用者の意向に沿いながら、特定のサービスに偏ることの無いよう公正・公平な立場から行います。
- ③ 利用者に対して特定のサービス提供事業所によるサービスを利用させることの対償として、当該事業所から金品等の利益を得ることは致しません。

（２）介護予防支援等の実施概要等

自立支援に向けて、利用者・家族のニーズに合ったサービス計画を作成します。なお、委託する場合においては、当事業所で実施状況及びサービス計画の確認を行います。

（３）虐待防止のための措置

- ① 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため事業所職員への虐待防止の研修の実施、サービス提供を受ける利用者及びその家族、その他の者からの通報を受ける体制を整備します。
- ② 事業所は、サービス提供事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するとともに協議の上対応します。

(4) 業務継続計画の策定

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を行います。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(5) 身体拘束の禁止

- ① 事業所は指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。
- ② やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7. 秘密保持

- (1) 担当職員及び事業所が使用する者は、個人情報保護法を遵守し、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を、利用者又は第三者の生命及び身体等に危険が及ぶ場合などの正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業所は、利用者及び利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業所は、利用者及び利用者の家族代表から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いません。

8. 事故発生時の対応と賠償責任

- (1) 利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。但しその損害について、利用者の故意、過失が認められる場合には、その状況を斟酌してその賠償額の一部または全部が免除されます。

9. 苦情・要望等の相談窓口

介護予防支援等に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者又は下記窓口までお申し出ください。

- | | |
|---------|--|
| (1) 事業所 | 社会福祉法人 健友会
川越市地域包括支援センターにし
☎ 049-239-0003
苦情解決責任者 村田 賢弘
苦情受付担当者 河村 めぐ
第三者委員会 針谷 順子
上 蓑 礼子 |
| (2) 市町村 | 川越市福祉部地域包括ケア推進課地域包括担当
☎ 049-224-6087 (直通)
川越市福祉部介護保険課
☎ 049-224-8811 (代表) |
| (3) その他 | 埼玉県国民健康保険連合会
☎ 048-824-2568 |

介護予防支援等の提供開始にあたり、下記利用者に対して契約書・同意書及び本重要事項説明書の書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所

<事業所名> 川越市地域包括支援センターにし

<所在地> 埼玉県川越市大字吉田204番地2
☎ 049-239-0003

<説明者> 印

契約書・同意書及び本重要事項説明書の書面により、上記事業所から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住所>

<氏名> 印

代理人家族代表

<住所>

<氏名> 印

<続柄関係>

委託事業所の御案内

次の事業所の介護支援専門員が利用者宅を訪問し、介護予防サービス計画の作成及び介護予防ケアマネジメント等を担当いたしますのでお知らせします。

委託先

<名 称>

<住 所>

<電話番号>

<管理者名>

<担当者名>

令和 年 月 日

<事業所名> 川越市地域包括支援センターにし
指定番号 1100400066

<住 所> 埼玉県川越市大字吉田204番地2
☎ 049-239-0003

<管理者名> 村 田 賢 弘

この案内は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務契約書第13条の規定に基づくお知らせです。